

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和5年第1回定例会)

筑西市議会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和5年3月9日(木) 開会：午前 9時32分 閉会：午後 2時11分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 8号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第9号)のうち所管の補正予算
議案第 9号 令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
議案第10号 令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
議案第11号 令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第12号 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について(分割付託)
議案第14号 筑西市税条例等の一部改正について(分割付託)
議案第15号 筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例の一部改正について
議案第16号 筑西市高齢者在宅生活支援事業実施条例の廃止について
議案第17号 筑西市国民健康保険条例の一部改正について
議案第18号 筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第19号 筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第20号 筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第21号 筑西市立認定こども園条例の一部改正について
議案第23号 筑西市立公民館条例の一部改正について
議案第24号 筑西市立体育館条例の一部改正について
議案第34号 工事請負契約の締結について
議案第35号 筑西市国民健康保険税条例及び筑西市介護保険条例の一部改正について
-

4 出席委員

委員長	三澤 隆一君	副委員長	鈴木 一樹君				
委員	水柿 美幸君	委員	津田 修君	委員	真次 洋行君		
委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君	委員	箱守 茂樹君		

5 欠席委員

な し

6 議会議務局職員出席者

書 記 小倉 一希君

委員長 三澤 隆一

○委員長（三澤隆一君） ただいまから福祉文教委員会を開会したいと思います。

開会前にお知らせしたいと思いますですが、筑西市議会会議規則第98条、第122条により、質疑終了後の討論の機会を設け、その後、採決になりますので、ご承知願いたいと思います。

それでは、ただいまの出席委員は8名であります。よって委員会は成立しております。

では、どうぞ、入っていただいて。

〔保健福祉部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、本委員会に付託されました議案について、審査してまいりたいと思います。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、補正予算議案4案、条例議案12案、契約議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、委員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第8号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

それでは、地域医療推進課から説明を願います。

仁平地域医療推進課長、お願いいたします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 地域医療推進課、仁平です。よろしくお願いたします。着座にてご説明をさせていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 議案第8号のうち、地域医療推進課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、6ページ、7ページをお開き願います。第2表、継続費補正、変更でございます。旧筑西市民病院解体事業に係る継続費につきましては、これまで令和3年度から令和5年度までを見込んでいたところでございますが、補正後のおり、令和6年度までの期間の延長、併せて年割額の変更をお願いするものでございます。これは病院解体のための前段として実施いたしました筑西診療所へのインフラ切り直し工事及びレントゲン等の機器移設工事におきまして、半導体や電気機器の供給不足から工事に使用する機器及び部材等の納期の遅延によりまして、当該工事の工期を約3か月延長したことなどに伴い、解体事業の全体スケジュールを見直しまして、余裕を持った工事期間を確保するためでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。第5表、地方債補正、変更でございます。起債の目的、旧筑西市民病院解体事業につきまして、補正前の限度額1億5,670万円から補正後の限度額2,420万円への

変更をお願いするものでございます。これは先ほど継続費の変更でご説明しましたとおり、解体事業に係る継続費の延長及び年割額の変更に伴いまして、令和4年度の起債対象事業費が減額となることによるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄の下から2番目となります。地域医療提供体制再構築支援事業費（解体費等分）補助金につきまして1億1,608万1,000円の減額をお願いするものでございます。こちらの補助金は、旧筑西市民病院解体のための県補助金であり、解体事業スケジュールの見直しによりまして補助申請の時期が令和5年度及び令和6年度となるためでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。款18寄附金、項1寄附金、目4衛生費寄附金、節1衛生費寄附金1億円の増額をお願いするものでございます。こちらの寄附金でございますが、地方独立行政法人茨城県西部医療機構によります健診センター整備のために寄附をいただいたものでございます。寄附金は地域医療推進事業基金に積立てをいたしまして、市から法人への補助金として支出をいたします。

続きまして、同じページの下から6番目の説明欄となります。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節6雑入（衛生）、夜間休日一次救急診療所医療収入につきまして2,635万3,000円の減額をお願いするものでございます。これは新型コロナウイルス感染症が収束せず、真壁医師会地域外来・検査センターを開設しておりますことで、夜間休日一次救急診療所の診療が、本年度は5月連休、盆の一部の期間及び年末年始に限定されたことにより、予算積算時の医療収入が見込めないことになりましたので、減額をお願いするものでございます。

次に、その下となります県西総合病院組合医療収入につきまして14万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは県西総合病院の未収分の診療報酬のうち、令和4年度分としての収入によるものでございます。

次に、説明欄、一番下となります。款22市債、項1市債、目4衛生費、節1保健衛生費、旧筑西市民病院解体事業債1億3,250万円の減額をお願いするものでございます。これは旧筑西市民病院解体のための借入れでありまして、地方債の変更でご説明しましたとおり、解体事業のスケジュールの見直しによりまして、令和4年度の起債対象事業費が減額することによるものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、夜間休日一次救急診療所運営費につきましては1,683万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは歳入でご説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして診療日数を縮小したことに伴い、診療所運営経費を減額するものでございます。あわせて、診療所医療収入の減額によりまして、運営経費の一部951万5,000円につきまして、一般財源からの支出をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄、旧筑西市民病院解体事業につきまして2億5,552万1,000円の減額をお願いするものでございます。これは歳入でご説明しましたとおり、解体事業スケジュールの見直しにより、当初見込んでおりました委託料及び工事請負費の支出が令和5年度以降と見込まれるためでございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。一番上の説明欄となります。県西総合病院組合清算事業につきまして25万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは令和4年2月から令和5年1月ま

でに県西総合病院の未収分の診療報酬17万220円の歳入があったことによりまして、筑西市19.36%、桜川市80.64%の割合に応じ桜川市に支出するものでございます。また、このほか桜川市が実施しました県西総合病院の解体に伴います低濃度PCB処分費用の筑西市分負担金を桜川市に支出するものとなります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 19ページの県西総合病院組合医療収入がありますが、これはあとのどのぐらい未収金があって、パーセント的には桜川市と筑西市のパーセントはどういうふうになっているのですか。

○委員長（三澤隆一君） 地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

未収金の残額でございますが、個人の未収金に関するものでいいますと、本年1月末現在で未収の人数でいいますと34人、金額としましては367万4,880円、これが未収のままとなっている状況でございます。筑西市と桜川市の患者さんの割合というのは、把握しておりません。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 要するに14万4,000円が入ったということで理解していいのか。それで、桜川市は幾ら入ったのか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 失礼いたしました。今回の補正に関する金額でございますけれども、前年の補正も同じ時期に行っておりまして、その時期以降に入金されたものと、本年になってから入った金額というのを合わせることとなります。令和4年2月1日から令和4年3月31日までに2万5,000円の入金があり、今年度、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの入金が14万5,220円、合計しますと17万220円が今回の清算の対象の金額ということになります。こちらの金額のほかに、社会保険診療報酬支払基金から県西総合病院のときに支払われました診療報酬に対して返納が生じておりまして、そちらの返納は筑西市のほうからまず返金をしております。こちらの金額が4,860円ということになります。したがって、17万220円から4,860円を減じまして、その残額が16万5,360円となります。こちらを筑西市分19.36%が3万2,014円、桜川市の80.64%の分が13万3,346円となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それで、34人で367万円何がしと言っていましたけれども、これは回収できる見込みがあるのですか、状況としては。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

一部の方は、今現在、その未収金につきましては分割納付をしていただいているというような状況でございます。また、一部の方につきましては、正直、もうその方が亡くなっていたりですとか、住所が不明の方がいたりということもありまして、見込みとしては低い方もいらっしゃるというのが実際でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 27ページの県西総合病院組合清算事業ですけれども、これはあとのどのくらいかかるのですか、もう解散して数年たっていると思うのですけれども。それで、あとこういう細かい金額ですけれども、この桜川市清算というのはいつ終わって、あとはこれ以外に発生してくるような要素というのはあるのですか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

こちらの清算事業に含まれる要素としましては、今回ご説明しました医療費の未収分の清算と県西総合病院の解体に関する清算金というものが発生しておりました。県西総合病院の解体につきましては、本年度までで解体とPCBの処分など、これで一通り終わったということになります。残りとして、医療費の未収分でございますけれども、今現在、分割納付をされている方がいらっしゃいますので、少なくともその方の納付が終わるまではこちらの清算は発生するものと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 大体予定では、いつ頃までを考えているのですか、そういう清算の。例えば来年とか再来年とか、どういう予定で今考えているのですか、清算事業の終わりというか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

すみません、分割納付の状況の分かる資料は、ただいま手持ちで持っておりません。ただ、分割納付をいただいている方につきましても、ちょっと経済的な面から納付額の見直しなどを求められるというようなケースがありますので、当初の見込みよりは伸びていくと思います。少なくともここ数年で終了するというような見込みの金額ではないと記憶しております。

すみません、以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、医療保険課から説明をお願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、草間医療保険課長、お願ひいたします。

○医療保険課長（草間 太君） それでは、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。16、17ページをお開き願ひします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）397万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）198万7,000円の増額をお願いするものでございます。これらは子育て

世帯の経済的負担軽減の観点から、今年度より国民健康保険制度で規定されております未就学児における国民健康保険税均等割額の軽減相当分のうち、国から2分の1、県から4分の1をそれぞれ負担金として交付されるものでございます。

続きまして、24、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目4国民健康保険事業費、節27繰出金、説明欄国民健康保険特別会計繰出金794万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは先ほどご説明いたしました国、県から交付されます未就学児における国民健康保険税均等割額の軽減相当分に市の負担分4分の1の金額を加えて、国民健康保険特別会計に法定分として繰出しをするものでございます。詳細につきましては、議案第9号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、社会福祉課から説明を願います。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課の神奈川です。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」社会福祉課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金、節1民生費寄附金98万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは令和4年度中に社会福祉関連事業に対する指定寄附といたしまして6件の寄附があったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、よろしくお願いいいたします。

○障がい福祉課長（野村 武君） それでは、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金1,931万7,000円と53障害者総合支援事業費補助金16万5,000円の減額補正をお願いするものです。こちらは国庫補助金内示額の減額に伴うものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金965万8,000円の減額補正をお願いするものです。こちらは国庫補助金でご説明いたしました国庫補助金内示額の減額による県補助金の減額に伴うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金557万円の増額補正をお願いするものでございます。これは高齢者等買い物支援事業の財源に保険者機能強化推進交付金を充てるため、介護保険特会計から繰り入れるものでございます。なお、保険者機能強化推進交付金は、介護予防や閉じ籠もり予防などの事業であれば一般会計への繰出しを認めております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この介護保険に適用されるという説明で今分かりましたけれども、買物支援だけではなくて、例えばデマンドタクシーだとか、あとはシルバータクシーだとか、そういったものには該当はしないのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 三浦委員のご質疑に答弁させていただきます。

こちらの保険者機能強化推進交付金につきましては、介護予防とかという事業であればということなのですが、このデマンドタクシーですとか、シルバータクシーの利用目的が、例えば介護予防につながるような利用目的で使うというようなことが説明できるのであれば交渉の余地はあると思います。一応こちらについて県のほうでそれを認めるかどうかというところを確認しないことには、できませんということとは申し上げられないので。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。それで、仮に適用できるとした場合に、例えばデマンドタクシーの制度自体が適用されるというのは、なかなか難しいと思うのですよね、いろいろな人がいる。ではなくて、個別に適用できるという方法は、これは可能性はどうなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） こちらの交付の条件というのをよく読み込まないことには正確な回答

はできないと思うのですけれども、交通自体についての支援という全般的な支援に使うことはできないと考えます。介護保険にならないようにという介護予防という目的が必要になってきますので、そちらがどのようにひもづけていくかというようなことも出てくると思います。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、議案第9号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について審査を願います。

医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 議案第9号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。この補正予算は、先ほど議案第8号でご説明いたしました一般会計から国民健康保険特別会計への法定繰出しに伴い、歳入予算内訳を調整するものでございます。

6、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分、説明欄1、医療給付費分現年課税分794万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、節7、説明欄1、保険基盤安定繰入金（未就学児軽減分）794万8,000円の増額をお願いするものでございます。これらは未就学児における国民健康保険税均等割額の軽減相当分を国民健康保険税から減額し、同額を保険基盤安定繰入金として一般会計から法定繰入れを行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 医療給付費の減額とコロナとの関係はあるのかどうかというところ、この金額ではどうなのかというのは難しさがあるのですけれども、お願いいたします。例年と比べてということになります。

もう1つは、保険基盤安定繰入金のほうですが、未就学児が要するに予算より増えたということだと思っておりますが、どのくらいなのかをお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

先ほどの保険給付費とコロナ禍との関係ということでございますが、令和2年度にコロナ禍が始まって、そのときは保険給付費は急激に落ちました。ですが、令和3年度、4年度と徐々に令和元年度の水準に戻りつつありまして、保険給付費としては伸びております。また、1人当たりの医療費、それも増額の傾向

にあります。

一方で、未就学児の国民健康保険税の均等割額のこれは国の施策であります2分の1軽減でございますけれども、こちらにつきましては今年度からの施策でございますので、令和4年10月31日時点の未就学児の人数が589人ということで、この人数に応じて負担金の交付申請をいたしまして、そのときの金額が794万8,237円でした。その2分の1の金額に当たります397万4,118円、これが国からの負担金として交付されます。4分の1であります198万7,059円、こちらが県から負担金として交付されると。

(「予算より増えているよ」と呼ぶ者あり)

○医療保険課長(草間 太君) (続) すみません、失礼しました。こちらにつきましては、当初の予算との比較というご質疑でしたので、当初の予算についてはこちら上げておりません。それは先ほど申し上げたとおり、10月31日時点での対象者の人数に合わせて負担金交付申請をしまして、それに基づいて国と県から負担金が交付されます。ですが、4分の1だけは市町村の持ち出しになってしまうということで、今回、まず一般会計に入って、国、県からの予算が一般会計から入って、国民健康保険法で規定されていますいわゆる法定繰入れ、一般会計から国民健康保険特別会計に、これはもう繰り入れてよいということで、先ほど申し上げました保険基盤安定という言葉が出ましたが、これについては保険税を軽減した分、これが国、県から入ってくるということで、そういったものでございます。

○委員(三浦 譲君) では、これで全額の人数だということですね。

○医療保険課長(草間 太君) はい、そうです。

○委員(三浦 譲君) では、分かりました。

○委員長(三澤隆一君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) それでは、質疑を終結いたします。

議案第9号について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決をいたします。

議案第9号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(三澤隆一君) 挙手全員。よって本案は可決されました。お疲れさまでした。

次に、議案第10号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について審査を願います。

引き続き、医療保険課から説明願います。

○医療保険課長(草間 太君) 引き続き、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第10号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。この補正予算は、後期高齢者医療保険の被保険者数の増加に伴いまして保険料の収入額も増加することによるもので、歳入歳出にそれぞれ3,616万3,000円の増額をお願いするものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款1

項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料、節1 説明欄1、現年度分2,169万8,000円。

次に、その下、目2 普通徴収保険料、節1、説明欄1、現年度分1,446万5,000円、合わせて3,616万3,000円の増額をお願いするものでございます。これらは現在の調定額から新規加入者見込み分を含めて増額調整したものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金、節18 負担金補助及び交付金、説明欄1、後期高齢者医療保険料納付金3,616万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは新規加入者見込み分に係る増額補正で、後期高齢者医療広域連合に納付金として支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 今の13ページで、これ新規加入者というのはどのぐらいの予定か、予定した金額ですか、新規加入者の人数。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

およそ460人ほどでございます。後期高齢者医療制度におきましては、昭和22年から昭和24年生まれの人が、いわゆる団塊の世代と言われる方が、今年度から75歳に移行しております。それに伴いまして、前の年の同月と比べまして大体400人から500人の間ぐらいで増えております。来年もそういった傾向が続くと思われま。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、昭和22年から24年生まれの人ということですが、それ以後の人もやがて来年以降はもっと、この世代は団塊の世代というか、一番多い世代、生まれた頃、そういう人たちが出るわけですから、そういう意味では新規加入者というのは、来年はもっと多い数字が出てくるのかなと思うのですが、その辺は見込みはどうなっていますか。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

その辺の推計につきましては、後期高齢者医療広域連合からの情報ですとか、あとはそういった人口の推移も踏まえまして、適正な人数といえますか、そういった人数を推計して、今後も予算の要求をしております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（真次洋行君） いいです。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

それでは、議案第10号について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決をいたします。

議案第10号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(三澤隆一君) 挙手全員。よって本案は可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第11号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第4号)」について審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

○介護保険課長(中澤俊明君) 介護保険課、中澤です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(三澤隆一君) それでは、お願ひします。

○介護保険課長(中澤俊明君) 議案第11号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第4号)」のうち、介護保険課所管の補正予算についてご説明申し上げます。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,041万5,000円の増額をお願ひするものでございます。

初めに、10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目14節1、説明欄1、保険者機能強化推進交付金1,510万2,000円、その下、目16節1、説明欄1、介護保険者努力支援交付金1,531万3,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは国の交付金の交付決定によるものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。中ほどから下、款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業2,484万5,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは歳入の増額補正により発生した介護保険料の余剰金を基金へ積み立てるものでございます。

その下、款6諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金557万円の増額補正をお願ひするものでございます。これは歳入で増額補正のありました保険者機能強化推進交付金のうちの557万円を高齢者等買い物支援事業の財源に充てるため、介護保険特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(三澤隆一君) それでは、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 質疑を終結いたします。

それでは、討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決をいたします。

議案第11号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第4号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。お疲れさまでした。

次に、議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について（分割付託）」の審査を願います。

引き続き介護保険課から説明願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について（分割付託）」のうち、介護保険課所管の条例の一部改正についてご説明いたします。

2ページを御覧ください。上から2行目、第3条、筑西市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条、改正内容でございます。第11条の現行条文は、保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とすると定めておりますが、これを削除に改めるものでございます。これは筑西市税条例の一部改正による督促手数料廃止に合わせ、同様に介護保険料に係る督促手数料を廃止するものでございます。

なお、附則としまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行するものとし、経過措置として、この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料につきましては、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例によるものと定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これは督促手数料だけを削るわけで、督促をなくすわけではないということを確認したいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 中澤介護保険課長。

○介護保険課長（中澤俊明君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

それでは、次に医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願ひします。

○医療保険課長（草間 太君） 議案第14号のうち、医療保険課所管分についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。上から6行目、第4条、筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございます。8行目、第5条を次のように改める。第5条、削除でございます。第5条の条文は、保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とすると定めておりますが、これを削除に改めるものでございます。これは督促手数料廃止による市税条例改正に伴い、同様に筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行するものとし、経過措置として、この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例によるものと定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について（分割付託）」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。お疲れさまでした。

次に、議案第15号「筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例の一部改正について」審査を願います。

社会福祉課から説明を願います。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課の神奈川です。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 議案第15号「筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、災害対策基本法が一部改正され、本条例に準用している用語が改められたこと、また本条例に規定している名簿情報の適正化に関する表現について、筑西市避難行動要支援者避難支援計画の表現との違いがあることから、整合性を図るなど条例の一部改正を行うものでございます。

条文ごとにご説明をいたします。第1条につきましては、文中の「個別計画」を「個別避難計画」に改めるものでございます。

第3条につきましては、見出し並びに文中の「個別計画」を「個別避難計画」に改めるものでございます。

第6条第3号については、筑西市避難行動要支援者避難支援計画との整合性を図るため、避難行動要支援者の名簿情報の提供を受けた者の遵守事項の表現を一部修正するとともに、新たに守秘義務に関する記載を追加したものでございます。

第7条につきましては、見出し並びに文中の「個別計画」を「個別避難計画」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） では、5点ほど質疑をします。

この条例は、令和2年12月25日に、これ原文ですけれども、25日に改正しています。今回、改正する理由は、どういう理由で改正するのか。

また、避難行動要支援者とありますけれども、この人数というのはどのぐらい把握しているのか。

またそのうち、これは第3条に書いてありますが、同意が必要だとあります。同意した人数は、現時点で何人いるのかお願いします。

第4条第1項では、これにはこういうふうに書いてある。筑西広域市町村圏事務組合消防本部や茨城県警察、民生委員、あとそれぞれの地域のそういう特に必要な人、自治会長のことを指しているのだと思うのですけれども、この情報の提供の要請があった民生委員の方と自治委員の数等は何人ぐらいいるのか。これせっかくそういう避難行動するのに、どういう形で皆さんが分かっているのかどうかそれを聞きたい。

次に、第6条第3号について、「施錠することができる場所に保管」と原文はあります。それを今度は改正して、「施錠可能な場所への保管その他の方法により厳重に保管」ということでありますけれども、この施錠することができる場所に保管、それが今度は可能な場所と。可能な場所ということは、どういう場所を指しているのか、まずお答えいただきたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） それでは、真次委員のご質疑にお答えします。

まず、令和2年12月25日の改正に伴いまして、またそれを改正した理由ということでございますが、避難行動要支援者の名簿の保管と避難支援計画と条例において表現の違いがございまして、条例では施錠できる場所、また鍵のかかる場所、そういったものの解釈の中で、限定的ということで課題がございました。そのために、今回、避難行動要支援者の名簿情報を適正に保管いただくために、再度検討を行った結果、避難支援計画に趣旨を合わせる形で今回改正したものでございます。

また、令和3年5月に災害対策法が改正されたものに伴いまして用語の改正、そちらが必要になったということでございます。

第3条第2項についてお答えいたします。避難行動要支援者名簿の人数、同意の人数ということでございます。名簿の登載者の人数につきましては、3,726名ということでございます。その中で同意をいただいている方については、1,599名ということでございます。

第4条に関する民生委員、またその他避難行動要支援等の実施に携わる関係者への名簿の提供の数でございますが、現在、自治会のほうで約75自治会、民生委員については各地区の民生委員児童委員協議会全てのほうに名簿を提供してございます。また、筑西広域消防本部、筑西警察、そういったところにも名簿の提供をさせていただいたところでございます。

第6条第3号、施錠できることができる場所についてということでございますが、避難行動要支援者名簿の保管方法につきまして、先ほどちょっとお話させていただいたのですが避難支援計画と条例において表現の違いがございまして、条例では施錠できる場所としたことで鍵のかかる大型の金庫に入れて保管するような限定的な解釈、そういったものにならないかという課題がございました。このため、避難支援関係者に名簿情報を適正に保管いただくために、再度検討を行った結果、避難支援計画の趣旨に合わせる形で今回改正したものでございます。

具体的に申しますと、金庫に関しては施錠とか大きい、小さい、そういったものもございます。そうい

ったものの中で名簿情報ということでございますので、きちんとした管理ができるものということで、今回改正をさせていただいたものでございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では次に、改正理由というか、そういう表現の違いがあったということで、これについてはそういうふうな定められているとか、条件でそうになっていない、表現が違ったからこんな改正したのだということですが、その中で今度は第3条について、3,726人の要支援者があるということで、そのうち同意を受けた人というのは1,500人、約半分以下ですよ、これ4割ちょっとかな。あとの人たちは、要するに同意が得られなかったということですが、これについては何か得られない理由というか、当然家族の人たちもみんな交えてあれするのでしょうか、得られなかった理由というのは分かるのですか。

あと、この第4条の中で民生委員全員にこの名簿は行っているということですが、あとこれ自治会とか、それに関わる人たちとかそういう人たちに、筑西市の自治会は443か444あると思うのですが、そのうちのまだパーセントにするとすごいですよね、低いですよ。2割も行っていない、1割幾らか。ということは、そういう要請というのは、提供要請というのはなかったのですか。その点についてどうなのかお聞きします。

それと、施錠可能な場所ということは、具体的に言いましたけれども、金庫等でしまって、きちんと保管すると、これを嚴重に終止、徹底するという考えでこのような表現になったのでしょうか、その辺についてちょっとお伺いします。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答えいたします。

第3条の名簿情報の提供について3,726人、そのうち同意がない方について半分以上というお話がございました。どうしてそうなったかということで、避難行動要支援者の名簿情報につきましては、個人情報であり、当然その対象となる方に対しまして、うちのほうから通知をお出ししまして、名簿の情報の提供について同意をお願いして、いただいたものでございます。

その中で、やはり家族、そういった理由の中で同意をいただけなかった方につきましては、毎年、そういった名簿の更新時に合わせまして再度通知をさせていただいた中で、同意をいただけるようお願いしていくつもりであります。

次に、自治会につきまして443のところ約1割から2割ということで低いということでございます。その中で要請についてはどういうふうに行っているのかということにつきまして、要請につきましては当然自治会連合会のほうにお話をさせていただいた中で、そのほか自治会連合会の総会、そういった場所に赴きまして、具体的な災害時要支援者の計画、そういったものをご説明させていただきまして、またその中で要望があった自治会、そういったところにこちらのほうから説明に赴いた中で避難行動要支援者避難支援計画、そういったものの作成にもご尽力いただくようお願いしているところでございます。

続きまして、金庫の話でございますが、今回改正したのものにつきましては、金庫についても大きなもの、小さなもの、そういったものもございまして、そういった施錠ができるような場所に嚴重に管理するという事で改めさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 今、施錠可能な場所と、金庫できちんと鍵がかかる場所、これを厳重に、その名簿は保管しておく、ということだと思のですけれども、あとこれ、要するに今言った3,726人の記載があって、家族の人たちが同意した1,599人ということですが、これは原因は何がそうさせているかということについては、1つは情報の漏えい、こういうものを心配されている方がいるのではないかと、思っています。

今、いろいろな意味で情報が流通しているのですよね、いろいろな個人情報。そういうところについての、そういうことについての不安を感じている家族の人、ましてそういう要支援者がいるとか、家族でいろんな事があったときに、やっぱりいろいろなときのことを心配して、そういう形で協力というか、手続を踏まれない方がいらっしゃるのだと思のです。この辺の対策というのは、漏えいは絶対にありませんよと、その家族の方に不安を与えないような、そういうような通達とかいろいろなことの対策というか、そういうことをやるべき施策をしないと、これは計画をつくりなさいと国のほうはしているけれども、実際には正直に言ってこれ人数割ると4割ちょっとですよ、これ割ると。

あと6割の人は、先ほどいろいろな通知を出しているのだけれども、しないと。だからその辺の情報ということが一番リスクを負っているのではないかと、思っています。その辺の対策というのは、どういうふうに考えているかお聞きします。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答えいたします。

情報の家族への不安、そういったものの対策につきましては、やはり個人情報ということがございますので、そのご家庭に対する通知の中に、こういったことで個人情報とか、それは重要なものですが、避難行動、そういったものの災害時に備えるために、本当に非常に大切なものですよということで提供をお願いしますといったような文面を入れる。また、市のホームページ、そういった中で災害時要支援者計画、そういったものを細かく説明できればいいかなと思っております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず、今回の第6条の改正は、施錠可能な場所への保管、その他の方法により厳重に保管ということで、その他の方法というのは、この文面からだ施錠可能でなくてもいいですよというふうに取り扱われるのですが、これは要するに保管の条件の緩和ではないのかなというところを確認したいと思います。

それから、今まで名簿の管理というのは、第5条によって報告とか検査とか、そういうことが盛られているわけです。確認することとなっているわけですが、なかなか保管というのは、現在は鍵がかかる場所と限定している、なかなか難しい状況もあるわけですが、ただそれをちゃんとそのとおりに保管しているかどうかという第5条による報告を受けて検査をするというその確認は、きちんとやられてきたのかどうかというところが、まず現状把握の出発点だと思のです。そのところについてお願いしたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答え申し上げます。

第6条第3号の施錠可能な場所、その他ということですが、例えば極端なことを申しますと、小さい金庫であっても、こんな金庫に、そこへ、例えば家庭内のそういうところに置いていいとか、そういったものではございませんので、そういったものを踏まえまして必ず厳重に管理ができるような、できれば施錠、そういったもので必ず厳重に管理ができるような場所ということで、金庫だけではなくて、例えば机の引き出しとか、そういったものというふうに考えております。

続きまして、第5条、報告、鍵のかかる場所、そういったものの保管場所の検査報告、そういったものにつきましてですが、現在のところ、そちらの場所については把握しておりません。個人情報の保護ということで、民生委員、また消防、警察、そういったところの中で厳重に保管いただいているものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 管理の方法としては、今までは施錠可能な場所だったから難しさがあっただろうと思うのです。ただ、それをちゃんとそのとおりに保管しているかどうかの確認はしていないということですから、何が問題で今回、この緩和をしなければならないのかという理由がちょっと不明確になってしまうのです。真次委員が言ったように、個人情報一旦漏れると、最近では過激な強盗だとか、そういうお年寄りとか、独居のところを狙うという犯罪が増えてきているので、非常に個人情報の管理は厳重にやっておかないとならないと思うのですけれども、ただ先ほどの金庫でなくてもいいと。例えば、机の引き出しと、厳重に管理ができればいいという話ですから、その机というのは個人宅でないという意味がないと思うのです。

例えば、公民館などの引き出しというわけには、これはかえって危ないですから、そういうわけにはいかないと思うので、そうすると管理を緩和するというのは非常に危険なのではないかなというふうに思うのです。ほかではどんなことをやっているのだらうと思って調べたら、例えばシャトルバッグという方法があるようです。シャトルバッグというのは、持ち運びができるバッグという意味で、それに鍵をかけて開けられないようにするという方法なのです。事例では、京都なんかではそれをやって、京都市が民生委員だとか自治会長さんにそれを配付しているのです。市として配付して、これで鍵をかけて保管してくださいというふうになっています。

そういう方法をほかでは取っているわけで、別に今回の条例改正、それをやらなくても個人情報を保護するという意味では同じではないのかなという気がするのですが、いかがなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答えさせていただきます。

それと、すみません。先ほどちょっと机ということをおのほうで説明させていただきましたが、机に関しては、やはり鍵のかかる、そういった保管ということでございます。ただ、机にしまうと、そういうことではなくて、やはり鍵のかかる机、そういったものということでございます。すみません。

それと、ただいまお話がありましたようにシャトルバッグ、そういったものを持ち運びができるバッグ。それで鍵がついている。そういったものにつきましても厳重にそのバッグ自体を家の中のきちんとした場所に、きちんとしまっただく。そういったことで情報とかそういうものは大丈夫かと、それで守られているものというふうに認識しております。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、鍵がかかる場所ということで説明がちゃんとできると思うのですね、今までどおりで。気になるのは、その他の方法によりと、鍵がかかるというのが最初に文言があって、その後、その他の方法ということだから、これは課長はさっき鍵がかかる場所が変わりはないというような答弁だったけれども、課長が変わると、あるいは別な人になると、この条文を見る限り、緩和になってしまうのです。それがちょっと危険だということに思うのです。ほかの市とか国とかの説明はどうなのですか。私いろいろ調べたのですが、その他の方法でという表現をしているところは見当たらなかったのです。筑西市だけなのかなと思うので、その辺いろいろ調べた上だと思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答え申し上げます。

その他の方法ということで今回させていただきましたのは、先ほど小さな金庫、そういったもの自体が施錠されているのですが、どこにでも置けると、そういったものではまずなくて、それと今回の条例改正に対しまして、そういったものを含めて個人情報、そういったものの保管を厳重にと。今までの条例上、そこに明確な規定がなかったものですから、それを今回追加させていただきました。

その他、私のほうでも全国のホームページとかそういったところを見たところ、条例の中でなかなか施錠の場所を特定しているところが正直日本全国ほとんどございませんでして、その中できちんとしたそういう管理ができていたところはなかったような形でございます。そういった中で、現行の災害時要支援者避難支援名簿の適正管理の中で、厳重に管理するなどというふうなものにすればということもあつたのですが、そこら辺をその他の場所ということで入れさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ちょっと文言と説明が合わないの。

（「分からない」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）ええ。

（「分かんないよな」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）ちょっとここは慎重にいかなくてはならないと思います。どこでも苦勞しているのは分かるのですが、とにかく最近の個人情報については非常に、さらに厳重が必要になっているので。

質疑は以上でいいです。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

では、鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） すみません、よろしくお願ひします。2年余りでこう改正するという話で、表現の違いがあつたということなのですけれども、今回の改正案に対しては、どうも言葉のニュアンスだけ見ていると緩和するようにはしか思えない部分がありまして、個人情報騒がれている中で、個人情報の漏えいのリスクが増減してしまう等不安を抱えているから、同意を得られないのではないのかなとは思ひます。すけれども、そういった方々にどのようなこれから説明をしていくのか教えていただきたいと思ひます。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 同意を得られない方につきましては、やはり市のほうから個人情報もございますので、まずその方の名簿、そういったものはお出しできないような形になってございますので、市のほうから更新時に毎年新たな名簿を追加する、そういったときに同意の確認というものを送らせていただいておりますので、まずその名簿を本人のところに送るときに、きちんとした説明またはそういう安心だというものを入れさせていただきたいと思っております。

また、地域の中で、例えばそういうふうに本当に困っていて、災害時支援ない、そういった方に対しましても、自治会または民生委員、そういったものの協力を仰ぎながら、そういった災害時に対してこういう名簿の同意をしていることによって、こういうメリットがあるのだと、そういうことを伝えながら、共に広報しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） かなり慎重に説明しなければいけないのかなというふうに思うのですが、その中で第6条第3号の中に、施錠できる場所に保管というニュアンスから施錠可能な場所への保管その他の方法により嚴重に保管と変わっていますけれども、これというのは具体的に書いたほうがいいのではないのかなというふうに思うのですが、その点はどうでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答えいたします。

施錠の方法については、やはり具体的、その他というものがいろいろな方法が例えば考えられまして、棚に自分で鍵をつけるとか、そういったことでもできますし、そういった中で特定してこれだというものはなかなかちょっと難しいような状況でございますので、全体できちんと個人情報が施錠などされている中で、きちんと管理されるということで考えております。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君） これ特定できないというあれですけれども、施錠できる場所っていうふうにしてしまったら、例えば本当に家の中、施錠すれば家の中も施錠できるし、例えば何ていうのだらうな、それこそ本当に鍵かけられるところだったらどこでもいいのではないかと捉えてしまう人もいると思うのですが、そういった方への説明とかというのはどのようにされるのか、最後に教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答え申し上げます。

避難行動要支援者の名簿の提供ということでございますので、当然民生委員さん、自治委員さん、または消防、警察、そういったところに対しましても、そういう名簿の情報を細かく会議等、そういった中で説明した中でご理解をいただいているように思っております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「委員長、休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

○委員長（三澤隆一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） いろいろご説明ありがとうございます。私はそもそものお話をちょっと確認させていただきたいなと思ひまして、この条例の中で同意を得られない人が……まず民生委員さんは、その名簿情報というのをどのように扱っているかということ、ある民生委員さんから質問されたことが、相談されたことがあったのですが、きっと近くの名簿の方が入っていると思うのだけれども、緊急時にいざどの人なのかというのを、そのときになって初めて分かるということで、ふだんからちょっとあそこの人なのか、あそこの人を、秘密ですけども、助けてあげるのだなということを知っておきたいという方がいらっしゃったので、私はそういう話があるのだなということも初めてちょっとお聞きしたので、その名簿の取扱いについて、開封されていないというか、封をされている名簿がほとんどなのか、ちょっとそれをお伺いします。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答え申し上げます。

避難行動要支援者の名簿につきましては、現在、2種類の名簿がございます。一部名簿について同意のある方、この名簿につきましてはふだんから民生委員、また自治会、そういったものに提供させていただいた中で、個別計画、そういった中で避難の支援の方法、そういったものを事前に把握していただいた上で、本人とのご協議、そういったものでいざ災害が起きたときに、迅速にそういう方がいると、そういったものを把握できる名簿として提供しているものでございます。

もう一つ、封のしてある名簿については、個人の同意がない名簿となっております。これは緊急時の本当に災害時にしか開けられない名簿ということでございます。そういう災害があった場合に、急に市のほうとしても災害時の要支援をいただける、そういった方に対しまして、急に名簿を提供し、そこからということであると、やはり災害時における避難支援、そういったものが迅速に進まない、そういったことがありまして、封をしてある名簿ということでございますが、配付というか、受領いただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、同意してある名簿は、ふだんから目にすることができる方々の名簿が載っていてということで、それが昨年10月25日現在で約6割、同意していない方が約4割ということではよろしいのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答え申し上げます。

同意いただいている名簿については約43%、避難行動要支援者名簿の対象者といたしまして、そのうち同意いただいている方が43%ということでございます。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません。逆ですね。43%が同意をしていて、57%が同意されていないということなのです。

私は、この条例というのは、個人情報というのも一つ大事な大きな視点だとは思いますが、一番大きな命に関わる避難行動が速やかにサポートできるようにすることだと思っているので、その辺、個人情報を重視しながら、避難者を、要支援者を早急に支援できる体制の条例だったらいいのではないかなと思うので。

以上です。私の意見ですが。私の意見というか、その民生委員の方の意見だったので、述べさせていただきました。

○委員長（三澤隆一君） はい、分かりました。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） いろいろと質疑が集中した議案で、非常に中身としては大事だなというふうになっているのですが、この要支援者名簿の保管と、それから今、水柿委員が言ったように、ふだんの備えという点が、非常に両方一緒にやるということの難しさがそもそもあるのです。だけれども、名簿の管理は嚴重にきちんとできなければならないと思うし、それからふだんの備えというのは、それはそれで、この条例とは別に意味が含まれているけれども、それはやらなくてはならない。

だけれども、どうも先ほどの例えば保管の状況確認だとか、そういうところも徹底されているのかなという、そうでもなさそうなので、やはりもっと根本的に考えていく必要があるかなというふうに思います。議会もそれをしっかり議論してみたい必要があると思うのです。

それで、今回の条例改正の第6条第3号の部分が問題だと思うのですが、この文言を見る限り、どうしても緩和にしか見えないと思います、ほかの議員からも出ましたけれども。それで、採決に当たっての私の考えですが、前はスクールバスが時間的に間に合わなくなるという問題がありましたけれども、今回はそうではないので、ここは言ってみれば出し直してもらいたいと私は思います。採決に当たっては継続審査という手もありますけれども、今回は任期の最後の議会ですので、継続審査イコール否決ということになってしまいますので、私はここはしっかり委員会としても、これをもっといいものにするためにも反対としたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） ほかにありますか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） これは施行は公布の日からというから、時間的に少しあるので、もう少しもんでもいいのではないかなと思うのです。さっき第6条第3号の、これやっぱりこの文章から見ると緩和して緩やかにしたと、こういうふうを受け止めがちなので、これについては何か策があれば、策というとおかしいですけども、文書の要するにこの辺の言い回しというか、言葉の表現があれば少し変えて、まだ議会もありますから、もう一回ここでもむような形にしてもいいのかなと思うのですけれども、その辺は討論の中で私は思っています、可能であれば。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 私はちょっと拝見させていただいたのですが、封筒の中にのりづけされて、緊急時以外開封してはいけないというような封筒があって、こういう封筒を緊急時しか見られなくて、緊急時にどこの人に手助けしていったらいいのかということをやちょっと相談されたので、そういう意味では鍵のかかるような保管というの、それ以外に何かあるのでしょうか。何かその文言を提出し直しといても、それ以外何かいい文言が見つければいいと思うのですが、その民生委員さんたちがそれぞれの立場できちんと保管してあって、きちんとルールを守って、秘密厳守をされていけば何ら問題ないのではないかなと思います。

○委員長（三澤隆一君） ほかにご意見。皆さん、討論ですので、自由に発言していただいて。
仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 要するに、その他を何で付け加えなければいけないのかなど。個別計画を個別な計画はいいと思うのですけれども、今まで施錠できる場所に保管してあるものを、施錠できなくてもいいところに保管してもいいということだよ。

（「そういう解釈になりますね」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）なぜそういうふうにしななければいけないのか、意味が分からないです。今やるのか、それ。

○委員長（三澤隆一君） 討論に関しては、説明受けることは可能ですか。
では、説明は必要ならば……

○委員（仁平正巳君） だから私は、この条例改正は否決すべきだと思いますよ、出し直ししてもらったほうが。何でその他なのか、幾ら聞いても意味が分からない。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。
箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 既に自治会、民生委員、消防、こういった方にも名簿を提供していると、そういうふうなことなので、例えば民生委員の方というのは筑西市全部で何人ぐらいいらっしゃるのですか。

（「200ぐらい」と呼ぶ者あり）

○委員（箱守茂樹君） （続）こういう方は、今回のこういったものを分かった上で自治会のほうに名簿を提供している。自治会の皆さんは、こういうふうなことで今度変わるのでよと、施錠だとか何とかいろいろあること。こういったものには、民生委員の皆さんには説明して、了解をもらって、これからこういうふうな形になるのですよというふうなことを説明してあるのかどうかだよ。一番関わりのあるのは民生委員の方だと思いますし、その辺のところ。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） いいですか。ちょっといただいた情報では、一部の民生委員さんが鍵付きバッグというのを自費で購入しているのでしょうか。そうしたら、そういう鍵付きバッグを民生委員さんには配付するとか、そこに入れるとか、ではそうしたほうがいいのかではないですか。

（「討議。討論は1人1回が原則だから、委員間討議……」
と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） どうしますか、一度休憩しますか。1回話し合って……

（「いいんじゃないか」「委員間討議に、討論じゃなくて」

と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） そうですね。では、委員間討議で。

○委員（水柿美幸君） では、その続きはいいのですか。

○委員長（三澤隆一君） はい。

○委員（水柿美幸君） だからそういう鍵付きバッグというのが、購入されている方がいらっしゃるとしたら、それが便利で、それがその他に入るのであれば、その他というのに附則か何かで鍵付きバッグとか、もしもそれが配付できるとしたら、その配付した鍵付きバッグに保管とか、その他というのが何なのかを明記していたほうが、大体具体的にこういうものとかというのが明記されればいいのではないかなと思います。仁平委員のその他というのがということでお話ししました。

（「じゃ、委員間討議だから」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） はい。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 今言ったように、その他のという明確にした文書自体をもう一回作り直して、そういう明確な文書を作ってもらおうということですか。その辺はどういうふうを考えているのですか。

この文書は、だからこの案は生きないということですよ、変えるということですから。そういうことでいいわけですね、水柿委員は。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ちょっとよく把握していませんが、附則か何かでつけられればと思うのですけれども。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） ということは、もう1回作り直す、そこ書かなければいけないということになってしまう。委員間討議だから。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 水柿委員の発言を受けて、この名簿の管理というのは、今のところ要するに民生委員さんとか自治会員さんの自主的なものに任されているわけです。けれども、この管理は個人任せではなくて、やっぱり自治体の役割と思うのです。皆さん、こうやって管理してくださいねとはっきり打ち出すのが大事だと思うので、そうではないと、今回みたいにああいう方法、こういう方法っていろいろ出てきてしまう。バリエーションが少しあったっていいのだけれども、例えば民生委員さんにしろ、自治会長さんにしろ、任期の交代があるわけです。交代があるときに、この文言でいろいろな解釈をする人が出てきてしまう。こう書いてあるのだから、こうではないのかという人たちが出てくる可能性があるのです。ほかの方法が、結局曖昧になってしまうということなので、ちょっと危険だなと。だからもっともっとほかの方法はもんだほうがいいと思います。

○委員長（三澤隆一君） ほかにないですか。

津田委員。

○委員（津田 修君） これ2年ちょっとかかって、要するに同意しない人が6割近くいるわけだよね。

（「いるね」と呼ぶ者あり）

○委員（津田 修君）（続）その辺がちょっと分からないのと、それからやっぱりさっきの文面に他の方法ということが、この辺もやっぱり皆さん、しっかり分からないのではないかと思うのだよね。だからこの他の方法というの、どうだろう。排除してしまっ、今までどおりみたいな感じでいいのかなというふうに思うのだけれども、これで後退しているような感じになってしまうのでしょうか、多分この言葉で。

（「言葉自体としてはね」と呼ぶ者あり）

○委員（津田 修君）（続）言葉自体がね。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） いや、だから委員会の意思として、この条例を賛成するか、反対するかどうかなのですよ、要は。どんどん、どんどん広がっていつてしまうわけよ。では、言ってみれば統一した鍵のかかる箱なりバッグなり、では支給すべきと、そういう意見にまでなってしまう。この条例とはちょっと離れてきてしまうから。

○委員長（三澤隆一君） この条例の文だけを見ていただいて、前回の条例と比較して、適正かどうかという部分で判断して、皆さん、それぞれ考え方が、受け取り方、解釈の問題も入ってくると思うので、判断していただきたいのです。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 実際に大災害が起きたら、個人情報もくそもないよ、命のほうが大事なのだから。要は、この文言を、この文言を書いた条例を委員会として採決したときに、反対か賛成かだけですから、中間はないから。

○委員長（三澤隆一君） そうですね。委員長としてちょっと言わせてもらおうと、解釈の問題の部分であるので、内容改正の部分は、これからしっかり担当部として協力して改正して要請していくことも可能だと思うのですが、条例が変わった内容について、前段の分と今回の分の内容の部分でちょっと擦れ違っているところがあると思うのですが、方向性はそんなに変わっていないはずなのです。だから問題は、先ほど皆さんからありましたように、負担している人と負担していない人、受ける人と受けない人がなぜ出てしまうのかという部分をこれからしっかりやっていかななくてはならないのですが、この条例に関しては、文言から見て解釈の部分は、皆さん、それぞれいろいろな解釈ができると思いますので、仮に新たに改善するとしても、文章が変わるということであって、またそれによって受け取る側が変わってくるかなという感じを私はこの文章を読ませてもらって感じましたので、それを否決する、可決というのはもちろんそれぞれ委員の自由なのですが、内容に関して、これ文面で変わるわけではなくて、負担は減るわけでもないということは間違いないことだと思いますので、その辺も含めてですね。

（「そうじゃないと……」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） この文章だけで変えることは……

（「あくまでこれで規定されちゃうから」「これで条例は規定されちゃうんだよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 条例はそうですけれども、解釈が。

（「軽く考えないで」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） いや、軽くは考えていません。もちろん私もずっとこれは、この問題はやって

きた問題であって、中身の改革はどんどんやっていかなくてはいけないと思っています、当然。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） だから保管する人が、嚴重に私は保管していますという解釈だったらいいということになってしまうのだよ。今まではちゃんと鍵がかかったところに保管してよというものを、私は嚴重にしていますと。その人、その人の主観的な考え方だから。

○委員長（三澤隆一君） その部分はですね。

（「曖昧になるのは間違いない」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） その部分は、では修正、今までの部分の内容で……

（「修正ができないというのだったら、文書が……」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） だから何でこれ変えなければいけないのという、基本的に。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）今さら何で。

（「納得していない」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）今まで嚴重に施錠できるところに保管すべきものをその他の方法というふうに緩和して、個人情報漏えいの危険があるということでしょう。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）この条例は、私はだから改める必要がないと思うのだけれども。

（「大体煮詰まったから」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） そうですね。災害対策法に合わせたということですがけれども、実際にはそれぞれ解釈が全部甘くなったのではないかと皆さんの判断だと思いますけれども。

（「この6条の3号だけがあれですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） そこは特にですね。

（「だけれども、保管と活用のバランス……」「そこは、あとはそんなにコメントする……これだけが主な絶対要件というもあります。そういうの緩和している……」「むしろ今まで保管している民生委員の人の意見を聞いたほうがいいのではないかと、我々が判断する前に」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それは大事なところです。それは一番大事だと思います。

（「ここで修正するよりもね」「意見を聞いて、それから出し直してもらったほうが」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） そうすると、まず採決は必要ですね、ここで。

（「採決のほうをしなければならぬよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 分かりました。では、意見がまとまったようですので。

（「じゃ、採決して」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、これより議案第15号の採決をいたします。

議案第15号「筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手なしです。ですので、よって本案は否決されました。お疲れさまでした。

次に、議案第16号「筑西市高齢者在宅生活支援事業実施条例の廃止について」、審査を願います。

高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 議案第16号「筑西市高齢者在宅生活支援事業実施条例の廃止について」ご説明申し上げます。

筑西市高齢者在宅生活支援事業実施条例を廃止する。この条例は、介護認定非該当となった要援護高齢者及びその家族に対し、生活支援サービスまたは家族介護支援サービスを提供することにより、対象者の自立と生活の質の確保を図ることを目的として実施してまいりました。しかしながら、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、介護認定非該当の高齢者でも総合事業の対象者となれば生活支援等のサービスが提供されるようになり、この条例に基づく利用がなくなったことから、本条例を廃止するものでございます。

最後に、附則でございませう。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございませう。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決をいたします。

議案第16号「筑西市高齢者在宅生活支援事業実施条例の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第17号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 議案第17号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」ご説明いた

します。

初めに、改正理由でございます。出産育児一時金につきましては、昨年12月15日に厚生労働省所管の社会保障審議会医療保険部会において、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。これに基づき、出産育児一時金の支給について、健康保険法第101条の政令で定める金額として健康保険法施行令第36条に規定する40万8,000円を48万8,000円とする一部改正が行われます。産科医療保障制度の加算対象となります出産育児一時金の支給額は、この金額に従来から規定された掛金1万2,000円を加算することで50万円となります。令和5年4月1日から施行されることになっており、本条例を改正して対応するものでございます。

改正内容でございますが、出産育児一時金の支給について、今回の健康保険法施行令の改正に合わせ、「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものとしております。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行し、この規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によることを定めております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決をいたします。

議案第17号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第35号「筑西市国民健康保険税条例及び筑西市介護保険条例の一部改正について」審査を願います。

医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（草間 太君） 引き続きよろしく願います。議案第35号のうち、医療保険課所管分についてご説明いたします。

議案書1ページ中ほど、第1条、筑西市国民健康保険税条例の一部改正を御覧ください。初めに、改正の内容でございます。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少が見込まれる場合におきましては、国民健康保険にあっては国民健康保険税の減免を実施しております。今回の改正では、令和4年度までの減免期間を令和5年5月分まで延長するものでございます。

次に、改正の理由でございます。今般、国からの通知によりますと、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえまして、保険税、保険料の減免に対します国の10分の10の財政支援は、令和4年度分までで終了するとのことでございます。市といたしましては、国の財政支援が打ち切られたことに伴いまして、保険税、保険料の減免を終了してよい

ものなのかどうかを検討いたしました。結果、2類相当の期間中にコロナによります収入減少等の方を救済するためにも、市の財源によります保険税、保険料の減免を継続したいと考えました。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） これは国のほうでは5類になるということで、10分の10国から出たわけですがけれども、これからはどういう形、継続ということは、市の財政を持ち出すということになる、考え方ですか、その分の条例に対して。その辺はどうなのでしょう。今までは、国から出て、10割来ている。今度は、それが移行されたときに、市からの持ち出しという、こういう形になっていくのか、どのくらいになるのか、金額的に分かれば教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

10分の10全額減免になる場合についてですが、これにつきましては新型コロナウイルス感染症に感染して亡くなった方、あるいは1か月以上の療養をした方のみになります。一方で前の年の所得から30%以上収入が減少したという方につきましては、その方の所得に応じた減免の割合が適用されまして、そういった形でこのコロナ減免については運用していたところです。一応その今までの状況につきましてですが、新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免に関しましては、まず令和2年度からスタートして、その当時は181件減免の対象として承認されております。金額にして2,011万5,800円でございます。令和3年度になりますと、この対象者の件数が、世帯数がぐっと減りまして45世帯で、減免総額が727万9,100円となりました。そして、令和4年度ですが、今年度ですが、減免の対象世帯としては11世帯ございます。減免総額にしますと200万1,400円でございます。年々、前の年の収入と比較して30%以上減免ということで、基本的には対象になるわけですので、当然のことながら年を追うごとに対象世帯は減る傾向にございます。ましてや現在、最近では、なかなか重症化する方も以前よりも少なくなってきました、不幸にして亡くなったとか、1か月以上入院して全然働けなかったとか、そういった方は少なくなっている状況でございます。

では、今回、そうはいつでも、5月の7日までは2類相当、この感染症に関しては、法律上は2類感染症ですので、国民健康保険税の4月分と5月分に相当する金額については、今までの減免を適用して、その後についてのお話だと思うのですが、これに関しては、筑西市国民健康保険税条例及び筑西市国民健康保険税条例施行規則の減免規定がもともとございまして、そちらで対応する予定です。減免の内容といたしましては、こちらに規定されているものは、災害等により生活が著しく困難となった者、またはこれに準じると認められる者、もう一点が所得が皆無となった者、またこれに準じるものと認められるもので、前年中の基礎控除後の総所得金額等が300万円以下の世帯で所得が3割以上減少する見込みであり、納税が著しく困難な場合という規定がございますので、こちらを適用することになります。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） 大体分かった。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、介護保険課から説明願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願ひします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第35号のうち、介護保険課所管の条例の一部改正についてご説明いたします。

1 ページの下から6行目を御覧ください。筑西市介護保険条例の一部改正でございます。第2条、改正内容でございます。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少が見込まれる場合、介護保険料の減免を実施しております。今回の改正は、令和4年度までの減免期間を令和5年5月分まで延長するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決をいたします。

議案第35号「筑西市国民健康保険税条例及び筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、こども部所管の審査に入ります。

初めに、議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

○こども課長（渡邊久人君） よろしくお願ひします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、渡邊こども課長、お願ひいたします。

○こども課長（渡邊久人君） こども課の渡邊です。よろしくお願ひします。それでは、議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、こども部所管の補正予算についてご説明いたします。

24ページ、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、多子世帯保育料軽減事業に550万6,000円の増額をお願いするものでございます。ゼロ歳児、1歳児、2歳児の保育の需要は増加傾向にあり、事業対象保護者の増加が見込まれております。子育て世帯への経済的負担の軽減策としまして、お子さんを2人以上持つ世帯における3歳児未満児の利用負担の軽減を図るために、該当する保護者に対しまして補助金を交付するものでございます。この増加が見込まれる階層につきましては、筑西市独自の給付対象の階層であるため、一般財源での対応が必要でございます。当該事業を補正することで増加が見込まれます事業対象保護者の経済的負担を軽減できるという少子化対策の充実、そういったものを図ることができると考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） この多子世帯保育料軽減事業、予算は組んでありますけれども、どのぐらいの対象を想定した数字で組んだのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） その階層別になるのですけれども、4階層で約69人、5階層で142人、6階層で70人の増加を見込んでおります。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 分かりました。トータルすると272人という数字で、概略するとそういう形になるのだらうと。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） 特にその階層が増えるということで、全体ですともうちょっと。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 全体ではなくて、別の階層が増えるということね。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） はい。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） それ以外の分は従来どおりの、その分が五百何万円ということですか、今言った数字が増える分として。そういう解釈でいいのですか。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） すみませんでした。トータルで550万6,000円という計算になります。

○委員（真次洋行君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、議案第18号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、審査を願います。

引き続き、こども課から説明を願います。

○こども課長（渡邊久人君） 議案第18号についてご説明申し上げます。筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして提出いたします。

この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。民法等の一部を改正する法律の一部施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴いまして、当該条例第26条、懲戒に関する権限の濫用禁止を削除するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決をいたします。

議案第18号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号「筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、審査を願います。

こども課から説明を願います。

○こども課長（渡邊久人君） 議案第19号についてご説明申し上げます。筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本条例は、家庭的保育事業等についての運営に関する基準を定めるものでございます。改正の内容につきましては、園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案を受けまして、国が定めます規定にバス送迎に当たっての安全管理の徹底及び安全計画に係る以下の規定を加える改正が示されたことを受けまして、改正を行うものでございます。

第7条の2といたしまして、児童の施設外活動をする際には、安全計画の策定を義務づけ、研修及び訓練を定期的実施する規定を加え、第7条の3として移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務づける規定を新設するものでございます。

加えまして、児童の送迎を目的とした自動車を運行するときには、ブザー、その他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置の使用を義務づける規定を設けるというものでございます。

第14条第2項には、衛生管理においての必要な措置を職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するというように具体的内容に改正するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） これは今言った送迎バスですけれども、置き去りの事件がいろいろなところで多発した昨年でありましたけれども、それらについての国からの送迎バスの安全に関するブザーだとか、置き去りをしないための計画とか、筑西市には園が、ちょっと細かい数字忘れましたが、二十幾つあると思うのですけれども、幼稚園も入れて。その中で、この運行しているバスの台数というのは何台あるか分かりますか、把握していますか。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） バスですが、21台でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、21台について、そういう徹底すると。これについての市からの補助的なものというか、そういう装置をつけるための金額は、1台当たりで結構ですけれども、10万円とか100万円とかちょっと分かりませんが、どういう形で支給するのか、補助するのか。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） 1台当たりの装置ですけれども、17万5,000円、これを補助する予定でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 分かりました。

それで、これは絶対に子供の、本当に少子化の中で筑西市にあってはならないことだと思いますので、ぜひこれは徹底して安全にて、ましてや特に冬場はいいかもしれないけれども、夏場なんかうんと、熱中症になりますどころではなくて、もう死に至るわけですから、それについての対策をしっかりとやっていただいて、子供たちにそういうことを味合わせないような園での指導も徹底してほしいということを要望して、私の質疑を終わります。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 続いて、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決をいたします。

議案第19号「筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第20号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、審査を願います。

こども課から説明を願います。

○こども課長（渡邊久人君） 議案第20号についてご説明申し上げます。筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、本条例は放課後児童健全育成事業について運営に関する基準を定めるものでございます。

改正の内容につきましては、園の送迎バスに置き去りにされました子供が亡くなるという事案を受けまして、国が定める規定によりましてバス送迎に当たりまして安全管理の徹底及び安全計画に係る規定を加えるものでございます。

児童の施設外活動をする際には、安全計画の策定を義務づけ、研修及び訓練を定期的実施し、移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務づける規定を新設するものでございます。あわせて、衛生管理におきまして必要な措置を職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するとうように、具体的な内容に改正するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決をいたします。

議案第20号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第21号「筑西市立認定こども園条例の一部改正について」、審査を願います。

こども課認定こども園せきじょうから説明願います。

○認定こども園せきじょう園長（大木 清君） こども課認定こども園せきじょう、大木でございます。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いいたします。

○認定こども園せきじょう園長（大木 清君） 議案第21号「筑西市立認定こども園条例の一部改正について」ご説明いたします。

現在の認定こども園せきじょうの位置は、旧関城保育所園舎でございますが、改築工事に伴い、新園舎の建設場所の主たる地番に当たる黒子216番地7に変更しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例改正の施行期日を規則に委任するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決をいたします。

議案第21号「筑西市立認定こども園条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。お疲れさまでした。

以上でこども部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔こども部退室〕

○委員長（三澤隆一君） これ休憩だね。これ終わらないですよ、教育委員会。では、午後と。

それでは、すみません。休憩といたします。

休 憩 午前 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時

〔教育委員会入室〕

○委員長（三澤隆一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

それでは、学務課から説明を願います。

○教育部長（鈴木敦史君） 教育委員会です。よろしく申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） 願います。

○学務課長（根本 薫君） 学務課の根本と申します。よろしく申し上げます。着座で失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、願います。

○学務課長（根本 薫君） 議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、教育委員会学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款10教育費、項1教育総務費、事業名、教育情報化整備事業費、金額4,527万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは児童生徒がタブレット端末を活用する際の通信環境を改善するために、今年度、学校内のネットワークの通信性能の診断を実施いたしました。その結果を受けまして、教室内への通信機器の追加の設置などを予定しておりましたが、世界的な半導体不足の影響から機器の納期が遅れていること、また児童生徒が不在の放課後や長期休業期間などを利用して作業を行う必要があることから、年度内に事業を完了することが難しい状況であるため、令和5年度に繰越しするものでございます。

次に、項2小学校費、事業名、小学校感染症流行下教育活動体制整備事業、金額1,080万円。

続きまして、その下の項3中学校費、事業名、中学校感染症流行下教育活動体制整備事業、金額427万

5,000円の繰越しをお願いするものでございます。こちらは国の令和4年度の第2次補正予算に計上されました学校保健特別対策事業費補助金を活用しまして、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品を購入するものでございます。補助金の交付決定が令和5年3月となるために、全額を令和5年度に繰越しするものでございます。詳細につきましては、歳入及び歳出でご説明をさせていただきます。

次に、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節1義務教育費補助金、説明欄12、学校保健特別対策事業費補助金に753万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、先ほど繰越し明許でご説明をいたしました小中学校の感染症流行下教育活動体制整備事業に充当する国庫補助金の収入でございます。

次に、その下の説明欄14、教育支援体制整備事業費補助金に32万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは特別な支援を必要とする子供に対する就学前から学齢期への切れ目ない教育支援体制を整備する事業の実施に当たりまして、市が雇用する会計年度任用職員の人件費に係る国庫補助金の交付決定を受けましたことから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款18寄附金、項1寄附金、目11ふるさと納税寄附金、節1ふるさと納税寄附金、説明欄3、ふるさと納税（クラウドファンディング）に30万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、小中学校の入学祝品支給事業対象に募集をいたしましたガバメントクラウドファンディングの寄附金の収入でございます。

次に、30、31ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、説明欄、教育指導経費につきましては、先ほど歳入の部でご説明をいたしました教育支援体制整備事業費補助金32万7,000円を教育指導経費の財源として充当するものでございます。

次に、項2小学校費、目1小学校管理費、説明欄、小学校感染症流行下教育活動体制整備事業に備品購入費1,080万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、繰越し明許及び歳入のところでご説明をさせていただきました。小学校における新型コロナウイルス感染症対策として、国の補助金を活用し、空気清浄機などの教室の換気対策のための備品を購入するものでございます。なお、全額を翌年度に繰り越して、令和5年度に執行いたします。

次に、目2小学校教育振興費、説明欄、小学校入学祝品支給事業につきましては、歳入の部でご説明をさせていただきましたガバメントクラウドファンディングによるふるさと納税寄附金のうち、20万3,000円を小学校入学祝品支給事業の財源として充当するものでございます。

次に、項3中学校費、目1中学校管理費、説明欄、中学校感染症流行下教育活動体制整備事業に427万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは先ほどご説明いたしました小学校と同様に、中学校における新型コロナウイルス感染症対策として国の補助金を活用して、空気清浄機などの換気対策のための備品を購入するものでございます。こちら令和5年度に繰越しをいたします。

次に、目2中学校教育振興費、説明欄、中学校入学祝品支給事業、ページが続きますので次のページをお願いいたします。補正額の財源内訳の欄でございますが、ガバメントクラウドファンディングにいただきましたふるさと納税寄附金のうち、10万2,000円を中学校入学祝品支給事業の財源として充当するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 17ページのところの義務教育費の補助金のところです。教育支援体制整備事業費補助金というので、要するにこれは会計年度任用職員を年度内、今年度内に採用するという意味なのでしょうか。年度をまたいで活動するということなののでしょうか、その辺がちょっと分からなかったので、願います。

もう1つ、あと空気清浄機なのですが、これは各クラスに配置するのかなと思うのですが、そのクラスに1台では足りないような気がするのですけれども、そういう詳しいところをお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

初めの教育支援体制整備事業費補助金の会計年度任用職員の人件費でございますが、今年度の年度当初から2名雇用してございます。国の補助金を申請しておりましたところ、交付決定が得られましたので、その補助金を財源に充当するという意味でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○学務課長（根本 薫君） （続）続きまして、感染症対策の備品の空気清浄機でございますが、こちらにつきましては学校ごとの補助金の限度額が決められてございます。その限度額の範囲内で空気清浄機等の機器を購入するものですが、この金額ですと普通教室に1台ずつの金額に恐らく不足するものと思います。本年度あるいは前年度から別のコロナウイルス感染症補助金などを使いまして、既に一部空気清浄機等を購入し始めてございますが、それでも足りない部分について、また令和5年度もこういった補助金を活用して追加していくという意味でございますので、普通教室に1台ずつの設置を目標としたいとは思いますが、この補助金だけでは足りない可能性もございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。いいです。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、施設整備課から説明を願います。

○施設整備課長（成川幸夫君） 施設整備課、成川と申します。着座にてご説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、願います。

○施設整備課長（成川幸夫君） 議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、施設整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款10教育費、項3中学校費、事業名が中学校施設営繕事業でございます。これは学校施設の改修工事費として、今回157万3,000円の増額補正をお願いするものでございまして、年度内の工事完了が困難であるため、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、32ページ、33ページをお願いいたします。最後のページになろうかと思えます。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項3中学校費、目3中学校営繕費、説明欄の一番上でございます。中学校施設営繕事業に157万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは明野中学校のプールでございます、こちらプールの床が上下に上がる可動床というものを採用しております、この可動床の駆動部分、これが6か所あるのですけれども、そのうちの1か所が破損してしましまして、プールの床が一番下に下りたままで可動できないというような状況でございます、来年度のプール開始に向けまして復旧に係る施設改修工事費ということで増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ただいまの明野中学校のプールなのですけれども、これ造ったばかりでしょう。

○施設整備課長（成川幸夫君） これは丸4年が経過しております。

○委員（仁平正巳君） 4年たっているの。

○施設整備課長（成川幸夫君） はい。

○委員（仁平正巳君） これ保証期間とかってないの。

○施設整備課長（成川幸夫君） ございます。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長、すみません、こちらで指示しますので。

仁平委員、よろしいですか、質疑。

○委員（仁平正巳君） 保証期間もないの。

○委員長（三澤隆一君） では、成川施設整備課長、お願いします。

○施設整備課長（成川幸夫君） 保証期間はございません。チェーンがモーターに……

（「消耗品」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君） （続）そうですね。消耗品ということで、はい。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そんなに早く消耗してしまうのですか。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長、どうぞ。

○施設整備課長（成川幸夫君） これはモーターにかかっているチェーンが切れてしまったのですけれども、チェーンが通常は7年で交換というところを4年で切れてしまったというような状況でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 故障は故障ではようがないですけれども、プールが可動しているの年間に幾日もないでしょうよ、だって正直。年中プールを使っているわけではなくて、これおかしいですよ、少し。この造った会社に、普通クレームです。年間に幾日も可動していないのだから、それで150万円もかかるなんてとんでもない話でしょう、普通だったら。そういうのみにしては駄目です。原因をちゃんと究明して、申し入れたほうがいいです。これ年中やっていたらならないでしょう、故障したら。だって、6か所の1か所が壊れたとって、また来年、壊れますよ、必ず違うところが。それはよく申し入れたほうがいいと思います。答弁は結構です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 破損したのがいつだったのかと、授業には影響しなかったのか確認したいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 破損しましたのは9月15日でございます。授業なのですが、一番深い110センチのところで止まってしまうので、ですから小学生の低学年が使うのに上げることができないので、小学校の低学年の方の授業にはちょっと影響してしまっていて、関城中学校のプールとか協和中学校のプールに割り振ったという形でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい、分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、生涯学習課から説明を願います。

○生涯学習課長（寺内智恵子君） 生涯学習課、寺内でございます。よろしく願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○生涯学習課長（寺内智恵子君） 議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書9ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、変更でございます。事項、図書館指定管理委託（令和4年度物価高騰対策補填分）、期間は令和4年度から令和5年度まで限度額は補正前498万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内であったものを700万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内に変更するものでございます。これは物価高騰等の影響により、令和4年度中に不足する見込みである電気料金を補填するため、図書館の指定管理委託を変更するものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細、3、歳出でございます。款10教育費、項6社会教育費、目5図書館費、説明欄、図書館管理運営事業に委託料222万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。債務負担行為補正でご説明いたしましたとおり、電気料金の急激な上昇を受け、指定管理施設であります筑西市立図書館において施設運営に影響が出てきている状態にあることから、指定管理者から指定管理料の変更の申出がございました。基本協定書に基づき協議を行った結果、不足となる支出経費の影響分を補填するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

○生涯学習課長（寺内智恵子君） ありがとうございました。

○委員長（三澤隆一君） 次に、文化スポーツ課から説明をお願いします。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 文化スポーツ課、成田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にてご説明申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、文化スポーツ課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書32、33ページをお開き願ひます。款10教育費、項7保健体育費、目2体育施設費、節12委託料、説明欄の体育施設管理運営事業に401万6,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは昨年から原油価格、物価高騰によって電気料や燃料費等が急激に上昇していることから、指定管理施設である21の体育施設においても電気料金の支払いに影響が出ている状況でございます。そのため、令和4年度第3回定例会の9月補正でご対応いただいたところではございますが、その後もエネルギー価格の高騰や国際情勢、そして世界経済などの要因を受けて電気料の値上がりが続いている状況でございます。各体育施設では、エアコンの設定温度の調整や無駄な電力を停止するなど様々な省エネ、節電対策を実施しておりますが、このたび、指定管理者から電気料不足の申出があり、基本協定書に基づいて慎重な協議を重ねた結果、不足する電気料を補填するために不足が予想される額に相当する指定管理委託料の増額補正を切にお願ひするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第8号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第8号について討論願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第12号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、審査をお願いします。

生涯学習課から説明をお願いします。

○生涯学習課長（寺内智恵子君） 失礼いたします。生涯学習課、寺内でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○生涯学習課長（寺内智恵子君） 議案第12号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、教育委員会生涯学習課が所管する改正につきましてご説明申し上げます。

議案第12号、1ページでございます。下から3行目でございます。別表第2項の表青少年センター運営

協議会の項を削るというものでございます。本市では、青少年に係る相談、指導、青少年の非行防止に関する事業を行うため、青少年センターを設置してございます。同センターの事業及びその推進を図るため、青少年センター運営協議会を設置しているところでございます。しかしながら、別に設置をしております青少年問題協議会におきましても同様の協議を行っていることから、青少年に対する相談、指導及び非行防止に関する事業のより一体的な推進を図るため、青少年センター運営協議会を廃止し、青少年問題協議会に一元化することとしたものでございます。

次に、2ページの附則2の最後の行を御覧いただければと存じます。別表第3第2項の表青少年センター運営協議会の項を削るものでございます。当該協議会の廃止に伴いまして、筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の当該協議会の委員報酬に係る項を削除するものでございます。

なお、青少年センター運営協議会は廃止となりますが、青少年センター自体は今後も従来どおりの活動を継続してまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 分かりました。男女共同参画推進協議会のメンバーというか、何人いらっしゃるのか。

○委員長（三澤隆一君） その質問なのですが、総務企画委員会のほうなので、失礼しました。

ほかに何かあれば。真次委員、何かほかにありますか。

○委員（真次洋行君） いいです。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第23号「筑西市立公民館条例の一部改正について」審査を願います。なお、追加で要求のありました資料を既にお配りしております。

それでは、生涯学習センターから説明願います。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 生涯学習センター、長本です。着座にてご説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 議案第23号「筑西市立公民館条例の一部改正について」ご説明い

たします。

昭和51年度に整備された河内公民館及び昭和47年に整備された黒子公民館につきましては、築40年が過ぎ老朽化が進んでおりましたが、平成30年に実施した耐震診断の結果、大規模地震が発生した際には、建物が倒壊する危険が高いことが判明いたしました。そのため、両施設とも令和元年7月1日から利用を中止しているところから、次年度解体を予定しているところでございます。解体に当たり、両公民館を廃止するため、筑西市立公民館条例における設置及び使用に関する規定を削除するため、改正をお願いするものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。まず、第8条第1項中、「別表第15」を「別表第13」に改めるものでございます。各公民館の使用料につきましては、現在、別表第2から別表第15までにおいて施設ごとに規定しております。このたびの改正により、河内公民館及び黒子公民館の使用料を規定している別表第12及び別表第13の2つの表を削除することから、それ以降の表番号が2つ繰り上がるため、別表第13までとするものでございます。

次に、別表第1では、本市が設置している公民館の一覧を列記しておりますが、この表から河内公民館及び黒子公民館の項を削るものでございます。

次に、先ほどご説明したとおり、別表第12で規定している河内公民館の使用料及び別表第13で規定している黒子公民館の使用料に関する規定を削ることから、別表第14及び別表第15の番号をそれぞれ2つずつ繰り上げ、別表第12、別表第13とするものでございます。

附則といたしまして、条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

続きまして、先日要求されました追加資料についてご説明いたします。まず、資料の1でございますけれども、耐震結果に伴う公民館利用スケジュールでございます。こちらにつきましては大まかな廃止までの結果を語ったものでございます。平成30年、関本・河内・黒子公民館の耐震診断を行いました。その後ろについている資料の2が診断結果でございます。

資料1に戻りまして、河内・黒子公民館は耐震基準を下回った数値が出たことから、4月、5月に市長に耐震結果及び公民館の運営について報告いたしました。6月5日に全員協議会を開催し、協議案件として公民館施設耐震結果に伴う今後の対応について提出させていただきました。こちらにつきましては下館4館、関城3館の公民館の耐震結果と方向性について検討させていただきました。6月9日につきまして、地元自治委員と、また地元議員、6月22日に定期利用団体の会議を行いまして、7月1日から利用を中止、またこちらにつきましては一部選挙会場だったことから、選挙会場の変更についてご案内をしたところでございます。6月12日に号外として関城地区の方に7月1日からの利用中止、また7月1日号の「ピープル」に利用中止ということで広報をさせていただきました。

③の資料につきましては、河内・黒子公民館を利用していた定期利用団体の方が移行したことについて一覧にしたものでございます。

資料1に戻りまして、令和元年7月から令和4年11月におきまして、関城地区における今後の公共施設の在り方協議会を計7回開催いたしました。協議会だよりとして、その1か月後に関城地区の方々に回覧をしたものでございます。お手元の資料の4から10についてが、そちらの協議会だよりでございます。

こちらの内容でございますけれども、第1回協議会で令和元年10月16日に関城地区公民館耐震結果及び対応について、あと協議会設立と今後の進め方についてご説明いたしました。

第2回協議会では、令和元年12月18日に、講話といたしまして公共施設マネジメント、公共施設とは何か。その在り方と今後ということで、東洋大学客員教授の南先生に講話をお願いしたところでございます。その後、皆さんで意見交換ということになりました。

第3回協議会は、令和2年2月6日。内容でございますけれども、耐震結果と施設改修費用概算について、また公民館運営に係る先進地事例の紹介、その後、意見交換等を行いました。

第4回協議会、こちらにつきましては令和2年10月30日。内容でございますけれども、これまでの協議会の振り返りについて、また河内・黒子公民館代替施設等利用状況について、関城地区公共施設の在り方について、また意見交換等を行いました。

第5回協議会でございますけれども、こちらにつきましては令和3年10月20日に、関城地区の公共施設の方向性について、今後の進め方について、河内・黒子公民館の代替施設について意見交換等を行いました。

第6回協議会で……

○委員長（三澤隆一君） 課長、すみません。これ資料ありますので、後でこれ目通しますので、内容だけちょっと説明していただければ、大まかな部分です。お願いします。

○生涯学習センター長（長本敏介君） その後、スケジュール表には記入してはございませんけれども、毎年、年度末に定期利用者団体の会議を行っております。このときには、その年に開催いたしました在り方協議会の内容をご報告しております。

また、毎年4月に関城地区自治連合会の総会時に、前年度に行いました在り方協議会について内容を説明しておりまして、そのときに質疑等があれば、その質疑を今度、次の在り方協議会のほうで諮るということで、在り方協議会の開催を行ったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 結論から言いますと、河内公民館及び黒子公民館は解体するのですか。

○委員長（三澤隆一君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 解体の予定でおります。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それはいつ頃解体しますか。

○委員長（三澤隆一君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 黒子公民館につきましては、次年度予算を計上しておるところでございます。河内公民館につきましては、その次の年、令和6年度を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 頂いた資料でちょっと気になるところがあったので質疑するのですが、資料3の黒子公民館のほうで、利用団体の代替施設に割り振りをやった表なのですが、5番目の篠笛というのと15番目の民謡というのが、代替施設（案）では活動できないというふうになっていて、結局、これは

解散したのかなというふうに思ったのですが、その辺のいきさつというのはどうだったのかというのをお願いします。

それから、資料5の下の方で、協議会で意見が出たというのが載っていますが、この中で関城地区は東西に長いということで、1つに施設を集約するよりも、3つの地区があって、それぞれに施設があったほうが避難場所としても活用できるのではないかという質問が出ています。それで、施設としては、その点は今後どうなのかということと、黒子公民館については、辻の田園都市センターに振り替えるような感じにこの表から受け取るのですが、そういうことになるのか、それで支障はないのかどうなのかというところを伺います。

○委員長（三澤隆一君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） お答えいたします。

まず、利用団体者、中止になってからでございますけれども、代替施設では活動ができないということで、何団体かはトータル的に河内・黒子公民館で6団体の方が、なかなか難しいということで取りやめになったという経緯がございます。

あと、黒子公民館の方につきましては、辻の田園都市センターが一番近いということで、そちらに移った経緯がございます。

あと、関城地区の避難所でございますけれども、こちらにつきましては当時はこのような形でお答えはしたところでございますけれども、方向性といたしましては各地区に1つというようなことで方向性を出したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 多分公民館を利用している利用団体の中には、高齢者が結構いて、結局、ほかの施設に回ってくれないかと言っても、そっちまで毎回行くのは大変だというようなことがあったのかなというふうに思うのです。そうすると、公民館というのは、やっぱり近くにないと活動ができないとか、幾ら車社会でも高齢化ですから、身近なところに場所が必要だということが非常に大事なことだと思うのです。これから小学校なんかと複合的にそういう施設をつくる方針ではありますけれども、果たしてそれだけで十分なのかなという疑問を常に持っているのです。そうすると、学校との複合施設も大事なだけでも、さらにそれを補完するような場所もないとならないのではないかなというふうに思っているのですが、その辺どうなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木敦史君） ご答弁させていただきます。

委員おっしゃるように、まさに近いところというのは大変重要な部分だと考えてございます。その中で、黒子公民館の団体の中で代替施設ではということで、ここには記載させていただいておりますけれども、実は先ほど質疑もございましたけれども、辻の田園都市センターというのは、非常に黒子公民館の近くでございます。この2団体の方につきましては、委員おっしゃっていましたように大変高齢化というのも実はあったようでございまして、これを機会にというような部分も理由としては大きかったのかなというところで感じているところでございます。

それともう1つ、ただいま公共施設の中でも公民館につきましては、コミュニティー化というものを現

在そういった形にしていこうということで進めているところでございまして、まさに委員がおっしゃったように身近な施設で活動ができるということで、各集落の、今回、代替施設として地域の集落センターというものを使わせていただいています。辻と黒子の集落センター2か所を代替施設ということでお願いして、また河内地区では藤野の集落センターというものを代替施設として1つ加えてございます。そういった身近な施設を利用できるように、今後進めていこうということで今検討を含めているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） 了解。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

津田委員。

○委員（津田 修君） 要するに公民館、河内も黒子もなくなっているわけですね。解体するというところでしょ。まだはっきりとした方針は決まっていないのですか。長いこと時間もかかっているの。

○委員長（三澤隆一君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 方向性といましては、先ほどもご答弁したように、令和5年度に黒子地区公民館の予算化をお願いしているところでございます。また、順調にいけば、次年度に河内公民館の解体について予算化をお願いしたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 津田委員。

○委員（津田 修君） 解体は分かるのだけれども、解体をしてしまった後、これは2つなくなっているわけだから、ちゃんとした先の見通しがないとあれなのよね。今、それでお話合っているわけでしょう。まだ完全な結論は出ていないわけですか。ここということ、こういうふうにするとかってなんか決まっていないのですか。

○委員長（三澤隆一君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） まだそちらにつきましては明確には出ておりません。将来的には関城支所、また関本公民館を含めた中で、どういう形にしたらいいかというようなことで在り方協議会の中で考えていきたいと思っておるところでございます。まだ明確には出ておりません。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 津田委員。

○委員（津田 修君） もう一度、やっぱり時間がかかっているのよね。だからもうそろそろはっきりとした方針を立ててやらないといかぬのかなというふうに思うのだけれども、あんまり長く引っ張っていたのではまずいような気がするのだけれども、その辺急いでちょっとお願いしたいというふうに思います。

○委員長（三澤隆一君） これは回答はいいですか。よろしいですね。

○委員（津田 修君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。

それでは、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決をいたします。

議案第23号「筑西市立公民館条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(三澤隆一君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第24号「筑西市立体育館条例の一部改正について」、審査を願います。

なお、追加要求のありました資料を既にお配りしております。

それでは、文化スポーツ課から説明を願います。

○文化スポーツ課長(成田佳輝君) 文化スポーツ課、成田と申します。着座にてご説明申し上げます。

○委員長(三澤隆一君) それでは、お願いします。

○文化スポーツ課長(成田佳輝君) 議案第24号「筑西市立体育館条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

追加で提供させていただきました資料の①、耐震診断結果に伴う体育センター利用中止に向けたスケジュール、こちらには耐震調査の実施から施設の使用中止までの経緯を市の調査業務、それから住民や利用団体への対応、そして議会への説明と大きく3つに分けて時系列に羅列しましたので、御覧になりながら説明を聞いていただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。関城中学校運動場の南側に河内公民館がございますが、その公民館の敷地内には関城体育センターという体育館がございます。この体育センターは、国の雇用促進事業団と旧関城町によって、昭和52年12月に建築されました。ちなみに、体育センターが建つ以前は大正6年2月に、この地へ移った河内村立河内尋常小学校の場所として大切に使われてきた歴史ある場所でございます。

話を戻しまして、関城体育センターは既に40年以上が経過していることから、劣化、老朽化が著しく進んでおります。

資料②を見ていただきたいと思いますが、平成30年度に実施した耐震診断の結果によりますと、構造耐震の指標、これをI s値といいます、この表では診断場所1階、2階のまずS造りでございます。この部分は鉄骨部分ということでございます。そして、RC造り部分、これは鉄筋コンクリート部分でございます。それら診断15か所のうち、9か所で数値に問題が見つかっており、大規模な地震が発生した際には、建物が倒壊する危険性が高いことが判明いたしました。この結果を受けて、まずは市民や利用者の安全を最優先に考えて行動し、資料③のとおり、利用者や各団体の皆様へのご説明や、併せて資料④のとおり、関城体育館や各小中学校の体育館への代替施設への対応も順調に進んだことから、令和元年10月1日から施設の利用を停止しているところでございます。

また、地元の住民や団体、有識者を中心に組織された関城地区における今後の公共施設の在り方協議会においても、河内公民館や黒子公民館と併せて今後の施設の方向性について慎重な協議を重ねた結果、関城体育センターは体育施設としての用途を廃止すること、また廃止に併せて施設運営に関する条例、規定を改正することで合意がなされたことから、当該施設の用途を廃止するために、この度、筑西市体育館条

例のうち、関城体育センターの設置及び利用料に関する規定を削除するための改正をお願いするものでございます。

それでは、改正する条例の内容についてご説明いたします。まず、第2条の表では、本市が設置している体育館を列記しております。この表から関城体育センターを削るものでございます。

次に、第12条第2項中、「別表第6」を「別表第5」に改めるものでございますが、各体育館の利用料金につきましては、現在、別表第1から別表第6まで記載し、各施設ごとに規定しております。このたびの改正によりまして、別表第4に記載のありました関城体育センターを削ることから、それ以降の表番号が1つずつ繰り上がるため、別表第5までとするものでございます。

なお、附則といたしまして、条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 文化財はどうなってしまうのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 実は、河内公民館のほうに資料館が以前ございまして、そちらの土器ですとか、古い資料なども展示されていたわけなのですが、一旦ちょっと体育館のほうに移らせてもらっています。今後は、体育館も予算が取れ次第、解体ということになってくるかと思いますが、その際には、資料を土器は今、関城の支所のほうに保管されているのですが、そちらに移す。あとは、生活用品の古い道具については、五所の倉庫のほうに移す、そういったことで職員が手作業で移す作業をしようかと考えているところでございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） では、いいです。

○委員長（三澤隆一君） 大丈夫ですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決をいたします。

議案第24号「筑西市立体育館条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ありがとうございます。

次に、議案第34号「工事請負契約の締結について」、審査を願います。

施設整備課から説明を願います。

○施設整備課長（成川幸夫君） 施設整備課、成川でございます。着座にてご説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○施設整備課長（成川幸夫君） 議案第34号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

令和5年2月3日付で条件付き一般競争入札（電子入札）に付した筑西市立下館南中学校プール改築工事（建築）について、下記により契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、契約の目的、筑西市立下館南中学校プール改築工事（建築）。

2、契約金額は、5億2,327万円。

3、契約の相手方、アキラ・飯田特定建設工事共同企業体。代表構成員としまして、筑西市成田321番地、アキラ建設株式会社、代表取締役、志賀野明範。構成員としまして、筑西市木戸469番地1、飯田建設興業有限会社、代表取締役、鮭川和男でございます。下館南中学校のプールは、昭和46年に建設されまして、プール本体、設備ともに大変老朽化しているため、解体、撤去するとともに、同じ場所に小学校との共同利用を想定したプールを整備し、教育環境の充実を図るものでございます。この事業は、合併特例債事業といたしまして令和5年度から工事着手するものでございます。

ページを返していただきまして、参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。工事の概要でございますが、4番までは重複いたしますので割愛させていただきます。5番の工期でございますが、工期は本契約の効力を生ずる日の翌日から令和6年6月28日まででございます。なお、工事の請負契約につきましては、2月27日に入札、3月1日に仮契約を締結しているところでございます。

6の工事概要でございますが、構造、規模につきましては鉄筋コンクリートで一部鉄骨となっております。延べ床面積は893.55平米でございます。25メートルプールで6コース、プール床面は全面昇降式の可動床となっております。屋根につきましても可動式となっております。

2ページ以降につきましては図面となっております。2ページが配置図、3ページがピット図と平面図、4ページが屋根伏図、それと天井伏図、5ページが断面図、6ページが立面図となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 下館南中学校のプール、多分いろいろな要望があったことだと思います。それでこのプール5億2,327万円ですけれども、これについて1つは最終的にトータルについては、この前の議案質疑の中でも出ましたけれども、6億6,000万円、電気だとか空調全て入れて。そのトータル金額ちょっと再度教えてください。

それで、この金額は、最近やった協和中学校のプール25メートル造っていると思いますけれども、明野中学校のプール、そのときの金額というのは大体幾らぐらいかかって、同じようだったのか聞きます。

そして、先ほど言われたように、これも可動式ですね、床が。今回、可動式で明野中学校で追加で4年たって出てくるということであれば、これからのあれはやっぱり、それは最低でもいろいろな保証期間というのはあるので、その辺も契約の中に入れて、チェーンがどうこうとか言っていますけれども、そういうのはやっぱり故障した類に、消耗品といえども故障ですよ。その辺はやっぱりするような契約の仕方というのはできないものか、この4点についてお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） まず、トータルコストでございますが、トータルコストは6億2,396万4,000円でございます。

（「6億2,000……」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君）（続）6億2,396万4,000円でございます。これは建築と電気と機械を合わせてこれだけ。

（「合わせてね」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君）（続）それと、工事費でございますが、これもトータルで申し上げますと、まず明野中学校につきましてはプールがもともとありませんでしたので、解体費が入っていませんので、こちらは4億2,014万1,600円。

（「4億2,000……」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君）（続）4億2,014万1,600円、これは建築、電気、機械合わせてでございます。関城中学校でございますが……

（「協和中学校」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君）（続）ただいま申し上げましたのが明野中学校でございます。

（「協和中学校。関城中学校もあるのですか」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君）（続）関城中学校につきましては、こちらは既存のプールも解体費が入っておりますので、トータルしますと4億9,012万7,000円でございます。協和中学校でございますが、協和中学校もこれ既存のプールを解体しています。5億3,689万9,000円。

（「5億3,000……」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君）（続）5億3,689万9,000円でございます。今回の下館南中学校が……

（「6億2,000何ぼでしょう」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君）（続）そうですね。

（「3,000円」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君）（続）はい。あと、保証の件でございますが、これはちょっと契約検査課のほうとちょっと相談して対応したいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 同じような形でやっているけれども、解体とかそういうのが入っているのと入っていないの差がありますけれども、もう既に協和中学校なんかは最近ですよ。それでも概算ですけれども、9,000万円、約1億円近い差が出てきているのですけれども、これは物価の高騰、資材の高騰ということがあるのかどうか。これはやっぱり可動式屋根とか、そういういろいろな形でやって。ポリカーボネートも分かります、こうやってずっと上がっていく、ポリカーボネートですから。それでできる。天井見上げる。そういうことを入れているから、こんなに1億円近くなっているのかなと思うのですけれども、やっぱりその辺はそれぞれのあれなのでしょうけれども、やっぱりちょっとこの何年間というか、本当に最近ですよ。1億円近くも差が出ているということは、やっぱりもう少し何かこういう財政のことを考えたときに、いろいろな方法があるのではないかというのが私の考えなのですけれども、その辺についてはどういうふうを考えているか。

あとは言った、これは保証の問題ですけれども、床が上がってこない。これは多分やっぱり必ず毎年ではないですけれども、何らか出てきます、そういう可動式のあれしていると修理が。だからそれは最低

でもやっぱりここまでの何年間は保証するとか、普通はそういうのはあると思うのですけれども、その辺はちょっとこれから協議していただきたいと思うのですけれども、その辺は再度、私のほうから2点だけお聞きします。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 確かに工事費に差がございまして、プールの部分がステンレス製なのですが、そのステンレスが高騰しているというお話で、その辺が。あとは、屋根が鉄骨ですので、その部分が高いということで何か差が出てきているというふうに聞いております。

（「契約のほうは、よく相談してくださいということで
す。その辺は可動式……」「契約の保証」「保証の件
と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君） （続）そうですね。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） だってあまりにも、7年のところを4年にしては、これは今さっき言われたから明野中学校も可動式の部分、その辺についてよくやっぱり保証をしてもらおうような形でしたほうがいいと思います。これ毎年出てきますよ、多分。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 6億2,400万円、完成までに追加出ませんか。それちょっとお聞きしたいのだ、確認しておきたいのですけれども。もうほとんどと言っていいほどこのところ公共工事では、後から資機材高騰の折だとか何とかと理由をつけて、役所では認めてしまうのだよね。民間ではそういうことは、もう契約金額で完成してもらうのだから、これは契約条項に何か入っていません、そういうの。入っているのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 工事請負契約書の第26条第5項、いわゆる単品スライド条項に基づき、工期内に工事材料の価格に著しい変動が生じまして、請負代金が不相当となった場合は、請負代金の変更が可能となりますが、そのようなことにならないように今、本契約後は直ちに建築資材を発注するよう請負業者に指導してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） では、変更ない、言い切ってしまうええ。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） そのようなことがないように対応といたしますか、指導はしてまいりたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 5%以内というのが入っていなかったっけ、その変更には。5%と違う計算式。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 例えば工事請負契約が5億円で、スライド額が2,000万円だとします。5

億2,000万円だとした場合に、工事価格5億円の1%、つまり2,000万円のうち500万円は請負業者が持って、1,500万円は市が持つというような……

（「違う」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木敦史君） すみません、答弁させていただきます。

今、成川課長が言ったのはちょっと違いまして、今のはスライド条項の話をさせていただいたところなのですが、急激な物価高騰というものに見舞われた場合、影響を受けている残工事の部分を対象として、ちょっと計算式が複雑なものですから、簡単に私もお説明できないのですが、そこに対応して計算をした額というのがスライド条項になるのですけれども、今回、委員おっしゃるように、確かに大変資材の価格というのが不安定な状況になっているのは十分認識してございます。その中で、一度入札が中止になった案件でございますので、再計算をさせていただいて、現状のなるべく近い額ということで見積りをさせていただきました。その中で今回入札をして、工事業者が決まったということでございますが、課長が申し上げましたとおり、早急に現状の見積りの中でしっかりと資材を調達して、工事を進めてまいるように、そこはしっかり、変更はないのかとおっしゃられますと、ないですとここではちょっと申し訳ありません。私も言い切れないものですから、そういったことでしっかり指導は業者に対してはしていきたいというふうに考えてございます。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それは言い切れないのは分かります。ただ、この前の旧本庁舎の解体で、あと事後報告で半年以上もたってから写真だけ見せられて、こうでしたという事後報告ではなくて、変更が生じた時点で委員会なり全員協議会なりで説明をお願いしたいと思います。これは教育委員会ではなくて、全部の部に申し上げたいのだけれども、そういうふうに事後報告は今後は認めませんので、よろしく願います。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 中学校プールで、あと残っているのが4校ですか。

（「違う、2校」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）2校でしたっけ。協和中学校がやっているから。

（「2校」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）それで、何を言いたいかというと、物価高騰は簡単には収まらないとよく言われているところなのですが、そうするとプール建設についても今までの設計でいいのかどうかということのを再検討する必要があるのではないかなと思うのです。例えば、さっき言ったステンレスの部分が物価高騰をもろに受けているということがあるので、それを樹脂でやると安くなるのかどうか分かりませんが、いろいろな検討をしてみるということが必要ではないかなというふうに思うのです。それが1点。

それと、あと設計の内容なのですが、この構造なんかは今まで造ったものはほとんど同じように思うのですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） プールでございますが、明野中学校、関城中学校、協和中学校とやりま

して、今度が下館南中学校で、残りは下館西中学校と下館中学校、この2つでございます。

あと、プール建設の検討ということで、現在は屋根が開くタイプ、それと床が上下するタイプでございます。確かに物価が高騰しておりますので、例えば温室プールにしてプールができる期間を長くするとか、温水プールにするとか、あとはそういったことも考えていかなければと思っております。また、プールを建設するのではなくて、民間にプール教室の委託とかそういったこともちょっと考えていかなければならないのかなというふうに思っております。設計につきましては、やはり今までのプールは屋根が開くタイプと床が上下するタイプということで、基本的には同じような造りになっております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 構造はそういう主な部分だけではなく、細かいところまで同じように思うのですが、大きさも。そういう認識でいいのかなと。そうした場合に、設計を安くすることはできないかなというような話なのですが、どうでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） やはり地盤の調査とかもしまして、それで構造計算しまして、どのぐらいの規模の建物が建てられるのかとか、あと柱のスパンを決めたりとか、そういったことをしなければいけませんので、結果的には基本的に同じようにはなっておりますけれども、やっぱり設計も委託して、きちんと最初からやらないとということで、今回もそのような形でやらせていただきました。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決をいたします。

議案第34号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ありがとうございました。

以上で、教育委員会の審査を全て終了いたします。

執行部はご退席願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（三澤隆一君） これをもちまして福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時11分